

上富田町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画
策定業務委託 評価要領

1 評価基準

それぞれの審査委員及び事務局が下記の評価の視点を元に、各評価項目を採点する。配点は、審査委員50点（審査委員全員の平均。提案内容等）、事務局50点（実績や会社規模等の判断が明らかな内容）とし、総合計得点で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

	評価項目	評価の視点	配点
審査委員	情報提供力	情報収取及び情報提供方法の具体性、現実性	10点
	提案内容	会社の特徴や強みを生かした提案内容	20点
	スケジュールの妥当性	業務スケジュール	10点
	業務の推進・支援体制	業務運営支援体制	10点
事務局	提案業者の策定実績	同計画の策定実績	10点
	主担当者の経験年数	主担当者の経験年数	10点
	地域性、信頼性	本町との契約実績	10点
	会社規模	業務に対応可能な従業員数	5点
	個人情報保護	プライバシーマークの取得及び更新歴	5点
	見積金額	予算内での見積金額	10点
			100点

2 その他

- (1) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合点数の最も高い提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (2) 総合点数が同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。